

京都市上下水道局告示第67号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の収納事務の一部を委託することとしましたので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 委託の相手

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社電算システム

2 委託の範囲

(1) 水道料金等の収納

(2) 収納した水道料金等の上下水道局の出納取扱金融機関に対する払込み

(3) その他前2号に付帯する事務

3 収納委託の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)